

令和4年度北海道初山別村健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率及び資金不足比率の概要について

平成19年度決算から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体が財政の健全化を判断するための4つの指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとに経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）の公表が義務付けられました。

また平成20年度決算からは、この各指標のいずれかひとつでも基準以上になった場合は、財政の早期（経営）健全化や財政の再生を図るための計画策定が必要となります。

2 本村の健全化判断比率

本村の令和4年度の健全化判断比率は、平成19年度から引き続き、いずれも早期健全化基準を下回っています。そのうち、実質公債費比率は平成19年度に18.0%を超え、起債許可団体となっていました。平成20年度以降は基準を下回っており、令和4年度については地方債に係る元利償還金の増加が主な要因で、前年度より0.4ポイント増となっています。

今後も一層の財政の健全化に努めます。

（単位：％）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
初山別村	—	—	6.7	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

*実質赤字額又は連結実質赤字額又は将来負担額がない場合は「—」で記載されます。

*基準は市町村の財政規模によって異なります。

3 本村の資金不足比率

令和4年度の資金不足比率は資金不足を生じていないことから簡水会計、農集会計とも経営健全化基準を下回っており、簡水会計については、これまでに整備された施設の公債償還額についても年々減少しているものの、今後の施設の大規模改修実施などにより公債償還額などが増大することも推測され、引き続き更なる健全化に向けた経営改善に取り組めます。

（単位：％、千円）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
簡易水道事業特別会計	—	29,124（事業の規模）
農業集落排水事業特別会計	—	15,826（事業の規模）
経営健全化基準	20.0	

*資金不足額がない場合は「—」で記載されます。

【参考資料】

○ 健全化判断比率及び資金不足比率の算定方法概略について

(1) 健全化判断比率

①実質赤字比率

一般会計（普通会計を構成する会計）の実質赤字額の比率を示します。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

全会計の実質赤字額（又は資金不足額）の比率を示します。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率（3か年平均）

一般会計等が負担した公債費・準公債費の比率を示します。

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率を示します。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(2) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率を示します。

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$